

別紙 1

令和 2 年度 血液製剤使用適正化方策調査研究事業 研究計画書

令和 2 年 8 月 2 4 日

支出負担行為担当官

厚生労働省医薬・生活衛生局長 殿

住 所 〒734-8551 広島県広島市南区霞1-2-3
 所属機関 広島大学病院輸血部
 フリカゝナ フジイ テルヒサ
 研究代表者 氏 名 藤 井 輝 久
 TEL・FAX 082-257-5581・082-257-5581
 E-mail teruchan@hiroshima-u.ac.jp

令和 2 年度血液製剤使用適正化方策調査研究を実施したいので次のとおり研究計画書を提出する。

1. 研究課題名： 県内における災害時等輸血用血液製剤供給体制の構築
2. 経理事務担当者の氏名及び連絡先（所属機関、TEL・FAX・E-mail）：

氏 名 田 中 純 子 所属機関 広島大学大学院医系科学研究科
 TEL 082-257-5162 FAX 082-257-5164
 E-mail jun-tanaka@hiroshima-u.ac.jp

3. 合同輸血療法委員会組織（現時点では参加予定でも可）

①研究者名	②分担する研究項目	③所属機関及び 現在の専門 (研究実施場所)	④所属機関 における 職名
藤井 輝久 (委員長)	・ 県内医療機関における 災害時等輸血療法実施 状況検証 ・ 災害時等における医療 機関同士による輸血用 血液製剤の提供に係る 課題の抽出及び検討	広島大学病院輸血部；輸血 学 (同部)	輸血部長
高田 昇 (副委員長)	・ 災害時等における輸血 用血液製剤の供給体制の 整備	元広島大学病院輸血部；輸 血学	—
田中 純子 (幹事)	・ 県内医療機関における 災害時等輸血療法実施 状況課題分析	広島大学大学院医系科学研 究科；疫学・疾病制御学 (同 研究科)	教授

岩戸 康治 (幹事)	・ 県内医療機関における 災害時輸血療法実施状 況検証及び課題抽出	広島赤十字・原爆病院；輸 血学（同病院）	検査部長
岡島 正純 (幹事)		広島市民病院；輸血学（同 病院）	副院長
日高 秀邦 (幹事)		福山市民病院中央手術部； 輸血学（同部）	中央手術部 長
国分寺 晃 (幹事)		広島国際大学保健医療学 部；輸血学（同学部）	教授
佐藤 知義 (幹事)		総合病院庄原赤十字病院検 査技術課；輸血学（同課）	課長
木下 栄作	・ 災害時等における輸血 用血液製剤の供給体制の 構築	広島県健康福祉局；公衆衛 生学（同局）	局長
山本 昌弘 (幹事)		広島県赤十字血液センタ ー；血液学（同センター）	所長

4. 研究の概要（①今年度予定されている適正使用研究計画の有効性と実現性、研究成果の活用可能性、近隣都道府県・ブロックへの取組の啓発、②現状の事業体制についての問題点の現状分析と策定された改善案の妥当性、改善の数値目標の設定、設定された数値目標における改善の大きさ、その実現可能性等、を記載すること。）

本県では平成 30 年 7 月西日本豪雨により高速道路を始めとする各地の交通網が寸断され、復旧まで長期にわたり物流に大きな支障を生じた。輸血用血液製剤も例外ではなく、特に県沿岸部の呉市及び周辺の町では主要道路がすべて通行できなくなるなど、数か月にわたって影響を受けた。

県内の山間部などでは、製剤の輸送経路が限られている医療機関もあり、交通が遮断されるような事態が発生した場合に、近隣の医療機関が保有する輸血用血液製剤を相互に提供し合う仕組みが構築できていれば、地域医療の安定化にもつながる。

そこで、災害等により血液センターから輸血用血液製剤が供給できなくなった場合や、医療機関の孤立等により、製剤が速やかに届かず患者の救命に支障をきたす事態が生じた場合に備え、緊急的に地域の医療機関で協力して、製剤の提供を可能とする仕組みを検討し、構築を目指すこととした。

まず、県内の血液製剤使用医療機関にヒアリングを行い、災害等発生時に血液製剤の

供給が遮断することを懸念している地域を抽出する。

抽出された地域の近隣医療機関からも連携の可能性について聞き取り，在庫製剤提供時の受払の方法や薬剤費の支払いなどについて，具体的な方法を検討する。

これにより，医療機関同士の輸血用血液製剤の提供に関する仕組みの提案及び課題の整理を行い，実現可能な仕組みを構築する。

様々な課題を整理し，この仕組みが構築できれば，各都道府県の立地やニーズに合わせた仕組みの構築に役立つと考える。

5. 代表者又は応募する地域で血液製剤適正使用に関連して取り組んできた状況

<沿革>

・平成3年度から，広島県が「広島県血液製剤使用に係る懇談会」を設置。

・平成17年度から，広島県赤十字血液センター及び広島県臨床検査技師会が「広島県輸血懇話会」を設置。

・平成23年度から，「広島県血液製剤使用に係る懇談会」と「広島県輸血懇話会」を統合改組し，県内の輸血医療の標準化を目的とした「広島県合同輸血療法委員会」を設置。

<推進体制>

・委員会は，医療機関委員16名，学識経験者5名，関係団体5名，その他4名の30名で構成。

・広島大学病院を中心に，輸血医療について指導的立場がとれ，血液センターからの供給量の多い医療機関の輸血療法委員会委員長が委員として参画。

・県の医師会，病院協会，薬剤師会，臨床検査技師会，看護協会の役員も委員として参画しており，本委員会の取組は小規模病院及び無床診療所を含め県全体へ普及できる。

・平成29年度から開始した県内17医療機関による多施設共同研究は，各施設の倫理審査委員会の承認を受けて実施。

<取組状況>

・毎年度，全体会議1回，幹事会2～3回，研修会1回開催。

・総供給数上位100医療機関等を対象にした「輸血療法に関する調査」により，経年的に実態把握するとともに，血液製剤の使用量・状況の比較・評価を実施。

・平成28年度調査において，輸血療法委員会を設置している医療機関は74.5%（76/102施設），そのうち年6回以上委員会を開催しているのは71%（54/76施設）。

・平成24年度から，「輸血療法の実施に関する指針」への適合を模索している医療機関に対して，独自のチェックリストを用いた助言及び実地指導を実施。

・平成27年度の新規事業として，「輸血前後の感染症検査の手順書」及び患者携帯用の「輸血手帳ひろしま」を作成。

・平成29年度から平成30年度に「広島県内の新鮮凍結血漿の使用状況とその患者予後の検証のための多施設共同研究」を実施。

・平成30年度に臨床検査技師小委員会を設置し，活動を開始。

・令和元年度に看護師小委員会を立ち上げ，活動を開始。

誓 約 書

私 広島県合同輸血療法委員会 委員長 藤井輝久は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 2 年 8 月 2 4 日

住所 広島市南区霞 1-2-3

広島県合同輸血療法委員会 委員長 藤井輝久

生年月日 昭和 41 年 3 月 10 日